

コンプライアンス基本方針

新潟中央農業共済組合（以下「組合」という。）は、国の農業災害対策の重要な柱である農業災害補償制度の実施主体として公共的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っています。このため、法令等の遵守については一般の民間組織以上に徹底することが求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を重ねていく必要があります。このような点を踏まえ、当組合においてはコンプライアンス（法令等遵守）を徹底した事業運営の確保を目指し、次の事項に取り組みます。

- 1 すべての役職員は、法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めます。
- 2 コンプライアンス態勢の整備に向けて、コンプライアンス・プログラムを策定し、実践計画を明確化します。
- 3 コンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制の強化に努めます。
- 4 各部署にコンプライアンス責任者を置き、コンプライアンス環境の整備に努めます。
- 5 コンプライアンスに関する役職員研修を実施し、コンプライアンス意識の高揚を図ります。
- 6 すべての役職員は、当組合が担う社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全かつ適切な事業運営に努めることにより、農業経営の安定と農業生産力の発展に資するよう心掛けます。

コンプライアンス規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、この組合における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を定める。

第2章 コンプライアンス組織体制

(理事等)

第2条 理事は、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、この組合における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス態勢の確立と実践の責任を担う。

2 理事会は、この組合の業務運営全般について、コンプライアンスという観点から議論を行うとともに、コンプライアンスについて、具体的、積極的に関与する。

(職 員)

第3条 職員は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行する。

(コンプライアンス統括部署)

第4条 コンプライアンスに関する取組の企画、立案、調整及び推進をするために、この組合にコンプライアンス統括部署を設置する。

2 コンプライアンス統括部署は、企画広報課とする。

3 コンプライアンス統括部署は、役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等を実施する。

4 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する状況を把握するため、内部検査を定期的実施するほか、必要がある場合は随時実施する。

5 コンプライアンス統括部署は、内部監査若しくは内部検査又は行政による検査に係る指摘事項に対する改善措置状況について常にこれを把握し、また、当該改善措置が確実に行われるよう取り組むものとする。

(コンプライアンス統括責任者)

第5条 コンプライアンス統括責任者は、組合長とする。

2 コンプライアンス統括責任者は、この組合のコンプライアンスに関する事項を統括する。

(コンプライアンス副統括責任者)

第6条 コンプライアンス副統括責任者は、参事とする。

2 コンプライアンス副統括責任者は、この組合のコンプライアンスに関する事項についてコンプライアンス統括責任者を補佐する。

(コンプライアンス責任者)

第7条 コンプライアンス責任者を、職制規則に定める部ごとに置くものとし、部長がこれにあたる。

2 コンプライアンス責任者は、コンプライアンスに関する次の事項を統括する。

- (1) コンプライアンス統括部署との報告・連絡・協議
- (2) コンプライアンスに関する部内の職員からの相談・照会対応
- (3) その他部内のコンプライアンスに関する事項

(コンプライアンス担当者)

第8条 コンプライアンス担当者は、各課長としコンプライアンス責任者を補佐するとともに、各部のコンプライアンスに関する事項の調整を行う。

第3章 運営方法

(コンプライアンス委員会)

第9条 コンプライアンス態勢の整備を確実なものとするための研究・審議機関として、この組合に第三者を構成員に含めたコンプライアンス委員会を設置する。

(コンプライアンス・マニュアル)

第10条 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、この組合の役職員がコンプライアンスを正しく理解し、実践していくための手引書として、コンプライアンス・マニュアルを作成する。

2 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、適時、適切にコンプライアンス・マニュアルの見直しを行う。

(コンプライアンス・プログラム)

第11条 コンプライアンス統括部署は、理事会の承認を受けて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを作成する。

2 コンプライアンス統括部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの達成状況についての確認を行い、理事会への報告を行う。

3 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する状況等の把握を行い、理事会の承認を受けて、毎事業年度ごとに、翌年度に取り組むべき内容に合わせてコンプライアンス・プログラムの修正を行う。

(コンプライアンスに関する相談・照会)

第12条 職員のコンプライアンスに関する相談・照会は、直属の上司、コンプライアンス担当者又はコンプライアンス責任者に対して行う。ただし、直属の上司等への相談・照会に何らかの理由により支障がある場合は、直接コンプライアンス統括部署へ相談・照会することも差し支えないものとする。

(苦情に係る対応)

第13条 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに係る組合員等からの苦情の適切かつ迅速な処理を関係部署と連携して行うとともに、苦情全般の管理に努めなければならない。

(不祥事件に係る対応)

第14条 役職員による法令等の違反行為等不祥事件対応については、別に定めるところによる。

(改正手続)

第15条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

(実施期日)

この規則は、平成18年7月14日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規則は、平成18年10月25日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規則は、平成21年5月1日から実施する。